

食安検発第1107001号
平成19年11月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部
検疫所業務管理室長
(公印省略)

食品衛生法第27条の輸入届出を要さない食品等の取扱いについて

標記については、平成16年11月19日付け食安発第1119002号（最終改正：平成19年7月10日付け食安発第0710001号）「輸入食品等監視指導業務基準」の3（6）アに基づき、輸入者から提出される「確認願」を確認の上、その交付を行っているところですが、今般、「確認願」により通関したものが食品として、販売目的で流通している可能性があるとの情報を得たことを踏まえ、今後、「確認願」については、適正交付の観点から下記のとおり取り扱うこととしますので、対応方よろしくをお願いします。

記

1. 「確認願」に係る食品について、輸入重量が10kgを超え、かつ食品衛生法（以下「法」という。）第26条第3項に規定する検査命令の対象となり得る場合は、輸入者に対し法第27条に基づく輸入届出を行うよう指導すること。
2. 1において、輸入者から確実に食品として販売等に供さない旨の申し出があり、輸入届出を行わないとした場合は、輸入後の管理者（食品以外の用途の場合の販売先を含む。）の氏名・名称、所在地及び電話番号を「確認願」に明記または別紙により提出させた上で交付すること。また、併せて輸入者から輸入後の使用、販売等の状況について、これを証する書類とともに報告を求めること。
3. 同一輸入者において、同一品目を短期間に相当量輸入する場合等にあつては、検疫所業務管理室までその旨を速やかに報告すること。